

九都県市低公害車指定指針・運用規程

(目的)

第1 この運用規程は、「九都県市低公害車指定指針」(以下「指針」という。)を円滑に運用するため必要な事項を定めるものとする。

(自動車の定義)

第2 指針第2の1の(1)に規定する原動機の動力源が電気である道路運送車両は、定格出力が道路運送車両法第2条第3項で規定する原動機付自転車の規模のものであって、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する小型特殊自動車、自動二輪車を除く。)に該当するものをいう。

(九都県市指定基準の判定)

第3 窒素酸化物等排出ガスの判定は、諸元値によるものとする。ただし、諸元値がない場合又は排出ガス低減機構等を使用している場合は、使用過程値によるものとする。

2 前項による、使用過程値を用いる場合については、以下の表に示す車種毎の耐久走行距離を走行した後、右欄に掲げる運行・測定方法により、測定した測定値、あるいは走行したと仮定した場合の推計値とする。

なお、耐久走行距離は、「自動車型式指定規則第3条第1項の規定による独立行政法人交通安全環境研究所に提示する自動車に係る走行の要件並びに同条第4項に規定する国土交通大臣が定める自動車及び国土交通大臣が定める書面」(昭和58年7月30日付運輸省告示第331号)に基づく自動車の種類毎に定める走行キロ数とする。

車種等		耐久走行距離	運行・測定方法
ガソリン・LPG・CNG	乗用車	軽自動車	6万km
		乗車定員10人以下の乗用車	8万km
	トラック・バス	軽自動車	6万km
		GVW3.5t以下 ※1	8万km
		GVW 3.5t超 ※1	18万km
		コンバインモード※2	
		JE05モード	

軽油	乗車定員 10 人以下の乗用車		8 万 km	コンバインモード※2
	トラック・バス※1	GVW 3.5 t 以下	8 万 km	
		GVW 3.5 t 超～8 t 以下	25 万 km	JE05 モード
		GVW 8 t 超～12 t 以下	45 万 km	
		GVW 12t 超	65 万 km	

※1 乗車定員 10 人以下の乗用車を除く。

※2 コンバインモードとは

平成 20 年（2008 年）からは 10・15 モードの測定値に 0.75 を乗じた値と JC08C モードの測定値に 0.25 を乗じた値との和で算出される値

平成 23 年（2011 年）からは JC08H モードの測定値に 0.75 を乗じた値と JC08C モードの測定値に 0.25 を乗じた値との和で算出される値

（注）使用過程値については、自動車型式認証実施要領について（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1252 号の 4）における附則 7 長距離走行実施要領等に基づくもの、またはそれらと同等であると九都県市環境問題対策委員会大気保全専門部会（以下「大気保全専門部会」という。）が認めたものとする。

3 燃費基準は、「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」（平成 16 年 1 月 30 日付国土交通省告示第 61 号）に基づき判定する

4 指針第 3 に規定する燃費性能に関する試験結果については、試験機関が行った試験結果又は国土交通省通達（「新型自動車の試験方法について」の一部改正について（平成 19 年 7 月 2 日付国自審第 605 号・国自環第 47 号））により算出した燃料消費率を示す資料とする。

（公募及び指定）

第 4 大気保全専門部会は、指針に基づき公募及び指定を必要に応じて随時行うものとし、その日程等については大気保全専門部会が定める。

2 前項による公募及び指定を行ったときは、大気保全専門部会のホームページ並びに各都県市の広報紙等により広く周知するものとする。

（九都県市低公害車指定委員会）

第 5 大気保全専門部会は、九都県市低公害車指定委員会（以下「委員会」という。）の委員を任命し、委員会の開催に必要な経費を執行する。

(九都県市指定低公害車証)

第6 九都県市指定低公害車証の規格等については、別表で定める。

(その他)

第7 各都県市が、低公害車に係る指定を行うときは、指針を尊重するものとする。

附則

- 1 この運用規程は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 八都県市低公害車指定指針・運用規程は、廃止する。